

(保 260) F
平成 23 年 3 月 25 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に係る
被保険者証等の提示等の取扱いの再周知について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震の被災者が被保険者証等を保険医療機関等に提示できない場合であっても保険診療を受けることができること、また、災害救助法適用地域（東京都を除く。）の方であって、要件に該当する方につきましては、当面、5 月末日まで一部負担金等の支払を猶予することとなりましたことは、平成 23 年 3 月 11 日付け（保 230）F、3 月 15 日付け（保 232）F 等により、順次ご連絡申し上げているところであります。

しかし、被災地等におきましては、これらの取扱いについて周知が未だ十分でなく、医療機関の受診・窓口負担について大変混乱した状況にあり、適切な運用が図られていないという声が寄せられていることから、今般、これらの取扱いに係る周知徹底について、別添のとおり、厚生労働省保険局医療課より協力依頼がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

また、本件に関して、厚生労働大臣が本日の記者会見で「周知徹底したい」と述べ、厚生労働省保険局総務課及び医療課より報道関係者に対しプレスリリースが発出されるとともに、別添のとおり周知用チラシが作成されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

なお、3 月 24 日付け（保 257）にて、すでにご連絡申し上げておりますが、救護所、避難所救護センター等（JMAT 等による活動を含む。）での医療行為に係る費用の請求については、原則、医療に要した費用は県、市町村に請求することになります（詳細については、県、市町村と相談してください）ので、併せて再周知いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、早急に保険医療機関に情報が行き渡るように貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に係る被保険者証等の提示等の取扱いの再周知について
(平 23.3.25 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 原発事故に伴い避難又は退避を行っている方等の窓口負担の取扱いについての周知のお願い
(平 23.3.24 プレスリリース 厚生労働省保険局総務課・医療課)
 - ・ 周知用チラシ 医療機関での受診・窓口負担について

[参考資料]

- 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて（その4）
（平 23. 3. 23 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課）
- 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて（その4）
（平 23. 3. 23 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）
- 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて（その4）
（平 23. 3. 23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）